（一）　大正十年六月廿八日發行　工業之世界臨時增刊　（大正七年九月廿四日第三種郵便物認可）

工業之世界

臨時增刊

株式會社住友電線製造所 勞働爭議の

眞相發表

今や我が關西に於ては大小の勞働爭議頻出し産業界を混亂せしめつゝあるは目下の不況氣に陷れしむる所以であつて國家經濟上からも看過すべからざる問題である、而して大爭議として數ふべきものに曩に大電及び藤永田が解決したが尚住友電線、製鋼兩工場爭議の未解決なるは甚だ遺憾とする處である、吾人は先づ住友電線の爭議に對し其眞相に併せて嚴正なる批判を加へ以て解決促進の資料となすと共に世人の諒解を得せしめんとするものである。

嘆願書提出及び其原因

株式會社住友電線製造所の職工が結束して會社に對し嘆願書を提出するに至りし原因は（一）同社が米價低落のため兼て米價補給金として一日廿錢を給せしものを廢止したると事業界不振のため殖業を減じ且つ休業日が從來毎月二回なりしものを毎日曜日の四回としたる等のため職工の收入に於て十箇前後の減收を來したる事（二）世間が事業界不振のため隨處に減首問題起りつゝあるより同社職工も此の不安に駆られ居りし事等よりして平職工中の時代思想に驅れたる連中が中心となり全職工を糾合し六月十二日代表者六名の名義にて左記五ヶ條の嘆願書を會社宛に提出するに至つたのである、而して之が費用として女工五十錢男工一圓職長組長は三圓宛を徴收したと云ふ

嘆願書

第一條　團體交渉權を確認されたき事

第二條　日給三十錢增給されたき事

第三條　奬勵加給歩合は最低十割と確定されたき事

但し絶對に撤廢せざる事

第四條　解雇手當は左の通り支給されたき事

第一項　六箇月以上一年未滿の勤續者には日給五十日分、一箇年以上十五箇年未滿の勤續者には一箇月を增す毎に七日分を加ふる事十五年以上は十日分を加ふる事

但し雇入當日より起算する事

第二項　會社の都合により解雇したる場合は前項の二倍を支給されたき事

第三項　會社の都合により解雇したる場合は左の通りの歸國旅費を支給されたき事

獨身者には三十圓、家族あるものには五十圓

第五條　右大正十年六月十五日午前十時迄に回答せられたき事

前記嘆願書を受理したる會社側に於ては北濱なる住友總本店に幹部會を開き回答案に就き凝議した結果十五日の回答日を繰上げ十四日午後代表者六名を會社應接室に招致し西崎常務取締役から左の回答書を交附した、

第一條　當會社のみの職工を以て組織し且當會社進歩發達の目的に背馳せざる團體に對しては當會社は職工の幸福增進に關し經營に差支なき限り其團體の意見を徴すべし但團體に加入せざる職工の意見に就ても亦同じ

第二條及第三條　當會社の職工の平均收入は昨年度より減少せず然るに日用品の物價指數は昨年度より概ね三四割を低落せり加ふるに近來內外國品の競爭劇甚なるを以て此際現在以上の增給を爲す時は事業の存立を危くするの虞あり、故に遺憾ながら定時昇給の外今日に於ては增給の餘地なし但奬勵加給の歩合は怠慢に因る場合の外最低五割五分を下らざるべし

第四條　退職手當に就ては過般來當會社に於て攻究中なれば追て定決發表すべし元來當會社にては從業者の爲め常に十分其利害を慮り諸般の規定施設を爲し來れる事なれば退職手當の支給に就ても安意して其決定を待つべし

第二第三回の要求提出

職工側に於ては前記の回答は、吾等の意思を踏み付けたるものとし會社側に再考を促すべく更に第二代表者六名を選び十五日午前十時第一回と同じ嘆願書を廿四時間を期し十六日午前十時迄に回答するよう最後の通牒的に會社に提出した、會社側では十五日午後七時より北濱の總本店で再び幹部會を開いたが矢張り十四日の回答より譲歩出來ずと之を敢行說明して職工側の諒解を求むる事となつたので十六日午前九時半代表者を招致して西崎常務から第一回の回答案以外譲歩が出來ない旨を申渡したが代表者六名は直に工場に引取り協議の結果更に十二名の實行委員を選び嘆願書を要求書に改め團體交渉權の內容を左の如くし他は第一、第二回同樣の七條を提出し回答を十七日午前十時と限定した。

要求書

第一條　團體交渉權を容認されたき事

內容　賃銀の協定、時間の協定

工場の設備、解雇條件

（他は前回に同じ）

此日（十六日）より工場に入た職工は意業狀態に陷り工場內で勞働歌さへ謠ふ者があつて形勢穏かならぬものがあつた、斯くて會社側は前二回に回答した以外新たに譲歩する由もなかつたが西崎常務は午後三時總本店に赴いた、果して十七日午前十時の第三回の回答日には十二名の實行委員を應接所に招き西崎常務より會社の第一回の回答以外譲歩出來ず固き決心なる旨を述べた、之れに對し職工側委員は直に左の新要求を提出し卽答を求めた。

新要求

一、會社に於て萬一臨時休業せんとする場合は休業せんとする時日より三日前に於て實行委員に通告すべき事

二、會社に於て萬一臨時休業せんとする場合は其の期間內一日一人に對し平均日收を支給すべき事

三、臨時職工は今度の爭議に對して本職工と行動を共にす本決議に對し不都合と認め臨時職工德しめ、來らざる者は家庭訪問をなし演說に示威運動に益々其結束を固く於て解雇する場合は右契約期間の賃銀を支拂ふべき事

右の新要求を提出するや委員等は一旦工場に引揚げ午後四時に至り西崎常務は十二名の實行委員を更に應接所に招き

『會社は臨時休業するかせぬかは未定であるが會社が職工に拘束される樣な常軌を逸したる要求には斷じて承認を與へる事が出來ぬ』

と拒絶した、職工側は口を緘して引揚げ實行委員の事務所に充てられた四貫島の賀川炭店に集合協議の結果工場への要求は一先づ切上げ住友總本店へ直接詰寄る事とした、十八日午後一時七名の實行委員は新要求を提げ自働車で北濱の住友總本店に乘込んだ、總本店では山下理事が面會し

『會社は最早第一回の回答案以上の案を捻出する事が出來ぬから此上は今後現はれて來る住友の誠意に信頼して戴きたい』

との意味を述べ明白に刻ぬ付けたので委員も斷念して要求書は提出せず會見三時間の長きに亙つて引揚げた、

臨時休業より今日迄

前述の如く數日に亙る交渉の模樣を其都度全職工千二百余名に報告し且つ演說會を開き會社側の非を鳴らしたる爲め全職工は資本家の横暴を唱へ反抗心は漸次絶頂に達するに至り工場に於ける意業狀態は益々險惡の度を加へた、茲に於て如何に此際整理の必要と彼等の反省を促す爲め十九日此の調停案を廿二日組長會に於て滿日曜明あけの二十日より廿二迄三日場一致で決定するや直に手分けしての臨時休業をなすべく六月十八日附會社側、委員側幷に警察側の三方面を以て各職工に通知を發し、次で『休業中に就業の申込みをなさぬ者は當高課長と會見したる同氏は斯る例所で働く氣のない者と見做す』旨の通知を發し返信の『はがき』を添へつて是非成功して新記錄を作れと大職工の切り崩しに掛つた、一方職工委員側では出勤簿を作り毎日捺印せしめ、來らざる者は家庭訪問をなし演說に示威運動に益々其結束を固く於て解雇する場合は右契約期間の賃銀を支拂ふべき事

職長組長約六十名は最初よりは此の協議に預り居らず要求條項に就ても余り滿足せなかつたが平職工側の結束固く之れに反抗するも却つて事面倒なりと の考へより罷業資金を徴收する儘に一同より百五十圓（一人約三圓）を寄附的に出して『當工場罷業中は全職工と行動を同一にする事』の決議をしたのであつたが爭議の進行するに從ひ實行委員の遣り方に嫌らず傍觀するに忍びざるものがあつて臨時休業中の廿一日の兩日に亙り組長會を開き鳩首凝議の結果一の調停案を捻出すると共に廿二日左の決議を發表するに至つた

『事業の前途と多數職工の幸福を慮り且つ穩健着實を旨とする吾人の主張と實行委員の主義主張と合致せざるを以て吾人は遺憾乍ら爾今之と行動を共にする事能はざるを聲明す』

大正十年六月廿二日組長會

而して調停案とは今後三ヶ年に亙る組長職長五十八名の每定期（每年二回）昇給、定例休暇日中の給料、期末賞與金の三者より得る收入概算三萬一千余圓を抛り出し、會社にして譲歩出來ざる際は右の三萬圓を平職工に分配方を會社に任せ、若し會社にして兩者共葬り去らんとする時は組長職長は連袂辭職し其の解雇手當は全部平職工に頒つに依り、要求條件の一切を組長會に一任して全職工は會社に出勤せよと云ふのである、

萬一臨時休業より得る收入概算三萬一千余圓を抛り出し、會社にして譲歩出來ざる際は右の三萬圓を平職工に分配方を會社に任せ、若し會社にして兩者共葬り去らんとする時は組長職長は連袂辭職し其の解雇手當は全部平職工に頒つに依り、要求條件の一切を組長會に一任して全職工は會社に出勤せよと云ふのである、

廿二日の休業明けの日は委員側は工場附近に見張りをなし一人も工場に容れしめず全く罷業狀態となり今日に至つたのである。

組長會の調停案

職長組長約六十名は最初よりは此の協議に預り居らず要求條項に就ても余り滿足せなかつたが平職工側の結束固く之れに反抗するも却つて事面倒なりと の考へより罷業資金を徴收する儘に一同より百五十圓（一人約三圓）を寄附的に出して『當工場罷業中は全職工と行動を同一にする事』の決議をしたのであつたが爭議の進行するに從ひ實行委員の遣り方に嫌らず傍觀するに忍びざるものがあつて臨時休業中の廿一日の兩日に亙り組長會を開き鳩首凝議の結果一の調停案を捻出すると共に廿二日左の決議を發表するに至つた

『事業の前途と多數職工の幸福を慮り且つ穩健着實を旨とする吾人の主張と實行委員の主義主張と合致せざるを以て吾人は遺憾乍ら爾今之と行動を共にする事能はざるを聲明す』

大正十年六月廿二日組長會

而して調停案とは今後三ヶ年に亙る組長職長五十八名の每定期（每年二回）昇給、定例休暇日中の給料、期末賞與金の三者より得る收入概算三萬一千余圓を抛り出し、會社にして譲歩出來ざる際は右の三萬圓を平職工に分配方を會社に任せ、若し會社にして兩者共葬り去らんとする時は組長職長は連袂辭職し其の解雇手當は全部平職工に頒つに依り、要求條件の一切を組長會に一任して全職工は會社に出勤せよと云ふのである、

廿二日の休業明けの日は委員側は工場附近に見張りをなし一人も工場に容れしめず全く罷業狀態となり今日に至つたのである。

大阪市北區上福島中四丁目二四三　印刷人　前田虎治
發行兼編輯人
發行所　大阪府豐能郡池田町三一七三ノ一　工業之世界社